

条例の一部改正及び施行規則制定の概要

- 1 これまで「その他区長等が特に必要があると認めるとき」により減額、免除又は無償としていたものを細分化し、条例に明記するとともに、各個別事情に合わせて条項を整理します。

世田谷区行政財産使用料条例

第5条 区長及び世田谷区教育委員会（以下「区長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項及び第2項に規定する使用料について、相当と認める額を減額し、又は免除することができる。

(1) 条項の整理

1つに整理するとともに、実態に合わせて減額又は免除の条件を追加します。

- (3) 保育の事業を行い、又は行おうとする者が保育の事業の用に供するために使用するとき。
(4) 介護保険の事業を行い、又は行おうとする者が介護保険の事業の用に供するために使用するとき。

整理

- (3) 乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業を行い、又は行おうとする者が、乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者又は生活困窮者その他の支援を要する者並びにそれらの家族を対象とした社会福祉事業の用に供するために使用するとき。

(2) 区長裁量条項の細分化

「区長等が特に必要があると認めるとき」を実態に合わせて細分化し、条例に明記します。

- ・ 区民や事業者の公共的又は公益的活動を支援するという協働の観点から条項を整理
- ・ 事業を行う団体の性質での減額、免除又は無償化に加え、団体の行う事業の公益性に着目した減額、免除又は無償化の導入

- (6) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。

細分化

- (4) 施設、近隣住宅又は施設利用者のため、運輸、電気、水道、ガス供給その他公益事業の用に供するために使用するとき。
(5) 職員及び施設利用者のため、食堂、売店等の厚生施設を設置するために使用するとき。
(6) 隣接土地所有者又は使用者が、当該土地利用のため、相隣関係上やむを得ないと区長等が認めるとき。
(7) 町会・自治会、消防団その他の地域活動団体又は特定非営利活動法人等が、公共又は公益の用に供するために使用するとき。
(8) 公共的又は公益的活動を行う者が、事務所等管理業務の用に供するために使用するとき。
(9) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供するために使用するとき。
(11) 前各号のほか、区長等が特に必要があると認めるとき。

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条について同様。減額、免除又は無償化の割合は、各条例施行規則の別表で定める減額率の範囲内で区長等が認める割合とします。

2 その他、使用料又は貸付料の算出方法について詳細を定めます。

(1) 減価要因

使用料又は貸付料を算出する際に、当該財産の価額を減価して評価する場合の要因について規定します。

世田谷区行政財産使用料条例施行規則

第2条 条例第2条第1項において、当該使用財産が次の各号の一に該当する場合は、それぞれ定める割合で減価した額を適正な価額として評価し使用料を算出する。

- (1) 使用面積が狭小（5平方メートル未満）の場合は2割減価した額。
- (2) 使用部分が不整形の場合は2割減価した額。
- (3) 区の委託事業履行場所を、自主事業で一時使用する場合は5割減価した額。

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則第3条において同様。

(2) 工作物の設置

公益事業で電柱、電線、水道管、ガス管等を設置するために使用又は貸し付ける場合の使用料又は貸付料の算出方法について規定します。

世田谷区行政財産使用料条例

第2条 使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類および使用の状況に応じ、つぎの各号に定めるところによる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、世田谷区公有財産管理規則（昭和39年3月世田谷区規則第5号）第23条の2第2号に該当する電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供するために必要な電柱（支柱、支線を含む。）、電線、水道管、下水道管、ガス管、公衆電話所及び郵便ポスト等を設置するために使用させるときの使用料は、規則の定めるところによる。

世田谷区行政財産使用料条例施行規則

第4条 条例第2条第5項に規定する工作物を設置させるときの使用料は次の各号のとおりとする。

- (1) 区内の庁舎及び公の施設等敷地のうち私道に提供している土地（道路後退部分を含む。）を使用させる場合は、世田谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年6月世田谷区条例第18号）別表（第2条関係）に定める占用料と同額。
- (2)(1)以外の区内の庁舎及び公の施設等敷地を使用させる場合は、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第3（第10条関係）及び世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）別表第2（第5条関係）に定める占用料と同額。
- (3) 区外の公の施設等敷地を使用させる場合は、電気通信事業法施行令（昭和60年4月政令第75号）別表第1（第5条関係）に定める使用の対価と同額。

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則第3条において同様。